令和元年度(2019年度)

事 業 計 画 書

## 令和元年度(2019年度)事業計画書

軽自動車新車販売は、平成27年4月に実施された軽自動車税の大幅な増税などの影響により、2年にわたってマイナス基調が続いていたが、新型車の投入が市場を牽引するとともに、安全運転サポート機能の追加・機能向上による改良などがプラス要因となり、平成29年度・平成30年度と2年連続で前年を上回り、192万台、対前年比3.4%増となった。

1月に閣議決定された平成31年度の経済見通しは、「10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じ、政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」としている。令和元年度の軽自動車新車販売予測台数は、消費税率引き上げ、及びそれに伴う政府の政策措置、安全運転サポート機能を搭載した新型軽自動車の投入効果などによる市場の活性化などを勘案し、186万台とした。

当連合会が平成30年度に実施した税制改正要望活動は、「軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる増税反対」をはじめとする3項目を機関決定し、中央、地方が一丸となり、精力的に活動した結果、軽自動車及び二輪車のユーザーに新たな税負担を求められることなく決着した。これは当連合会の主張を理解いただき、ユーザーに配慮いただいた結果と受け止めている。引き続き、軽自動車及び二輪車のユーザーの税負担が増えることの無いよう、軽自動車の理解促進活動並びに税制要望活動を実施していくことが必要である。

軽自動車は、「日本のライフライン」として幅広く活躍しており、コンパクトで使いやすく環境にやさしい経済的な乗り物として日常生活の足となり、市民の生活を支え、さらには農業、漁業、小規模商工業などの産業活動を支える毛細血管の役目を果たしている。軽乗用車ユーザーの3人に2人は女性であり、3人に1人は60歳以上の方であり、買物・運搬に加えて通院にも利用されている。また、公共交通機関が利用しにくい地域ほど軽自動車の保有率は高く、地方の重要な移動手段として不可欠な存在となっているほか、都市部では配送や営業活動などでも活躍し、全国の生活者と地域に寄り添うクルマとなっている。

当連合会は、関係の方々のご理解、ご協力をいただきながら、最重点施策及び重点施策を中心に、着実な事業運営の実施に努めていくこととする。また、軽自動車の理解促進活動を推進するとともに、組織運営の充実・改善を図ることとする。

さらに、当連合会の基幹事業である不正流通防止対策業務、軽自動車検査情報提供事業等の適正な遂行を図るとともに、軽自動車の検査・届出制度の健全な発展に向けて取り組み、軽自動車・二輪車販売業界の団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力していくこととする。

以上

## 〇 最重点施策

- ・軽 OSS 導入への着実な対応と利用の促進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・車体課税の見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進

## 〇 重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部経費削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

## 〇 事業計画

- 1. 軽自動車の理解促進事業
  - (1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表
  - (2) 軽自動車に関する諸手続きの案内
  - (3) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策
  - (4) 軽自動車関係税制等の理解促進対策
- 2. 軽自動車統計情報提供事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
  - (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版
- 3. 軽自動車検査電子情報提供事業
  - (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
  - (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供
- 4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策(流通確認)
  - (2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力
  - (3) 軽自動車の保管場所届出の推進
- 5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力
  - (2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進
  - (3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力
  - (4) 軽自動車のリコール情報の提供
  - (5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進
  - (6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進
- 6. 軽自動車流通改善関係事業
  - (1) 軽自動車届出の平準化
  - (2) 軽自動車届出の適正化
  - (3) 軽自動車の流通上の課題への対応
- 7. 軽自動車検査関係支援協力事業
  - (1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力
  - (2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力
  - (3) 軽自動車保有関係手続きの OSS 導入への着実な対応と利用の促進

- 8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業
  - (1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力
  - (2) 軽自動車の検査関連業務の受託
  - (3) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- 9. 軽自動車用紙関係事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布
- 10. 組織運営改善対策
  - (1) 会議の開催
  - (2) 会報の発行
  - (3) 賞勲業務の実施
  - (4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
  - (5) 本部経費削減の取り組み推進

以上